

スリナム入国に際する査証免除措置について

令和4年11月9日

スリナム政府の発表によれば、本年11月1日以降、同国に渡航する日本国民に対し、日本との間の査証免除措置の一時停止を解除し、入国料25米ドルまたは25ユーロを支払うことで入国が許可されるとのことです。

入国料手続等につきましては、以下のホームページをご覧ください。

入国料手続等

<https://suriname.vfsevisa.com/suriname/online/home/entry-fee>

※手続きは上記ホームページ中の「Apply now」から。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。